

令和5年10月

お客さま各位

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。当金庫は以下のとおり適格請求書発行事業者の登録を行い、お客さまがお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T9011805001140
氏名又は名称	東栄信用金庫
登録年月日	令和5年10月1日
本店又は主たる事業所の所在地	東京都葛飾区新小岩1丁目52番8号

2. インボイス制度対応の概要

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等を発行いたします。

(2) 「振込依頼書」について

「振込依頼書」につきましては、令和5年10月2日（月）より改訂した「振込依頼書」を窓口にてご用意させていただいておりますので、必要なお客さまは、お声掛けください。

(3) ATM・両替機でのお取引について

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以上

